

Title	能大夫藤林権左衛門の観世家入門 : 中津藩町方記録 『惣町大帳』の記事を中心に
Author(s)	中尾,薫
Citation	演劇学論叢. 2010, 11, p. 172-196
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/97458
rights	
Note	

#### Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

# 能大夫藤林権左衛門の観世家入門

# 中津藩町方記録『惣町大帳』の記事を中心に-

中尾

薫

### はじめに

込み、一目散に弓町の師の宅へかへりつき、「忘れたり秋 んずる、他は芸に熱心なる千載の佳話と云ひつべし。 の夜の」と謡ひ、皆伝を得て国へ帰りしとぞ。一は芸を重 き「忘れたり秋の夜の月」と謡ひ、喜び勇んで、河に飛び 渡しにて、月のありける夜、かの丘に包を忘れしを思ひつ はれずとて許されず、藤林なく~~帰国の途につき六郷の 皆伝をせまりしに、融の「忘れたり秋の夜の」の趣味あら とゝせ国元より急用ありとの便りを得て帰国せんと家元に でて弓町の観世太夫の家に奇寓し、業を修め名声あり。ひ の頃筑前の御役者、 昔の稽古の厳格なりしは、今と比して雲泥の差あり。旧幕 藤林某遙々海山千里を隔つる江戸に出

いて概観した項に挿入された逸話である。出典は詳らかでない 筑前の御役者「藤林某」がはるばる九州より江戸へ出向き: 横井春野『能楽全史』において、九州地方の能楽につ

> 権左衛門の活動を追っていく。すなわち、史実として、九州の 心に、「藤林某」に該当すると思われる、中津藩の能大夫藤林 記録『惣町大帳』である。以下では、『惣町大帳』の記述を中 林某」(棒線部)は、結論を先に述べれば、実在の九州の能役者で、 得ることができなかった《融》の「忘れたり秋の夜の」の謡を 能大夫が江戸観世大夫の直弟子となった軌跡をたどっていくわ そのことを知る史料は、筑前ではなく、豊前の国中津藩の町方 江戸の観世大夫とは、十五代観世大夫元章のことと推定される。 れたり」の謡を体得したことが、生き生きと描かれている。 めぐって、帰途中に、持っていた包を忘れたのをきっかけに「忘 観世大夫家で修業をしていたこと、情趣がうまく表せず免許を このフィクションのような話に登場する「筑前の御役者、

# 中津藩大貞八幡宮御神能と歴代能大夫

中津藩には、全国八幡宮の総本宮である宇佐八幡宮があり、

けである。

を経た今も奉納されている。一方、今は途絶えているものの、 ここでの御神能は細川忠興の再興から数えて三九〇年間の歳月

祝って、時の藩主小笠原信濃守長次によって創始され、奥平氏 記録によれば寛永十七年(一六四〇)に四代将軍家綱公の誕生を

いたのが、大貞八幡宮薦神社の御神能である。

に代わった後も引き継がれ、幕末から大正期頃まで奉納されて

大貞八幡宮の御神能については、中村格氏が「能の保護奨励

と領民の負担-一九七六年七月)において、御神能の運営は領民の負担によると 大貞薦神社神事能の場合――」(『中世文学論叢』

から指摘されているほか、小林健二氏が「中津藩の神事能――

ころが大きかったことを中津の町方記録『惣町大帳』『市令録』

において、法政大学鴻山文庫蔵『中津藩能番組』(史―三九六) 『中津藩能番組』をめぐって――-」(『能楽研究』、二〇〇三年三月)

の元の持ち主である江島伊兵衛氏が中津藩の能楽関連の記事を

がある。また、論文にはなっていないものの、『中津藩能番組』 をめぐって、御神能に出演した能役者について検討された論考

井織之丞」と書かれた缶箱入り)がある。ちなみに、本稿は、その(5) 『惣町大帳』『市令録』などから抽出したメモ(能楽研究所蔵、「浅

進めたものである。なお、江島氏メモには、古川富太『中津能 林権左衛門の応対と思われる記事を目にしたことから、 調査を メモに記されていた〈明和の改正〉時における中津の能大夫藤

についてはこれまでにその存在を確認しえなかった。

楽史稿本書抜』を参考にしている旨が記されているが、この書

町の町会所記録『惣町大帳』に克明に記されている。これによ 領民すなわち町会所に運営が任されており、その詳細が中津惣

さて、大貞神宮の御神能は、中村氏の指摘されているとおり、

年以降の能大夫は扶持を頂戴しており、享保三年の奥平氏入国 夫は、能を専業とする玄人で、以下でみていくように、元禄四 十五日の祭礼にむけて稽古をつんだ町人が出演していた。能大 れば、御神能は能大夫のほか、能大夫の指導のもと毎年八月

以後は中津城内の御能を勤めていることも確認できる。しかし、 あくまでも本業は大貞神宮の祭礼だったようで、武士階級とい

うよりは町人たちと密接にかかわっていた。その身分も町民に 類するものだったらしいが、この能大夫の身分については稿を

改めることとし、ここではまず、『市令録』第二輯「能太夫之部\_ 大貞御神能の歴代大夫について概観してみよう ([西暦] と【A~ によって、『惣町大帳』の筆録開始の享保三年以前をふくめた、

Ⅰ】は私に補った)。

寛永十七年 [一六四〇]

宇佐能太夫

小川庄兵衛

A

是者村山忠左衛門前二有

右之もの来り暫く大貞神能相勤候

万治元戊年 [一六五八] ゟ

貞享元子年 [一六八四] 太夫役御免 村山忠左衛門

В

173

日吉三郎右衛門【C】 同人甥

貞享二丑年 [一六八五] ゟ 秋田七郎右衛門【D】

京都ゟ御呼下太夫役被 同三年寅二月 仰付候而京町太夫屋敷江引移

、不身持二付御暇被下候

右二付能行司、世話人家都近江屋際右衛門 江御暇被下候趣.

貞享三寅年 [一六八六] ゟ

以書状懸合申遣ス

南都台罷下り相勤候、元禄四未年台御扶持被下之 中村助之進【E】

藤林甚兵衛【F】

元禄六酉年 [一七九三]

京都ゟ罷越、太夫役被 仰付候

改名

御営代二相成、同人家江代々太夫職被

享保九年 [一七二四] ゟ

親休弥死後権左衛門幼少ニ付、左之もの京都ゟ参り、太夫相勤候 一、観世流三上彦四郎与申もの年来御訪当地江参り、謡世話いたし、 宝生流 藤林権左衛門【G】 寺岡幸之丞【H】

**舛屋彦四郎ト改、住居。死後断絶(朱筆)** 

幸之丞死後 権左衛門事

藤林左仲【Ⅰ】

同人江戸師家江入門金申出候ニ付、能金之内より金弐百疋

(一六五八) からは、村山忠左衛門 【B】 なる人物が引き継いだが、 神能のたびに通って勤めていたらしい。つづいて、万治元戊年 の来り暫く大貞神能相勤候」とあるので、中津には居住せず、 宇佐神宮の能大夫小川庄左衛門【A】が勤めていた。「右之も

この『市令録』の記述によれば、寛永十七年の御神能創始時は

日吉三郎右衛門【C】が大夫役を勤めている。翌貞享二丑年 大夫を勤めていることから、高齢による隠退か)、 一年間 だけ 同人甥の 貞享元子年(一六八四)には「太夫役御免」となり(二十七年間能

(一六八五) には、秋田七郎右衛門【D】が京都から呼び下され、

ニ付御暇被下候」)、なかなか能大夫が定着しない時期が続 (o) 中津京町にある太夫屋敷に居住したが、あくる貞享三年二月に 素行に問題があったのか暇を申しつけられており(「不身持

同年の大貞神能は南都から来た中村助之進【E】が勤め、

この中村助之進については、宮本圭造氏が『上方能楽史の研究』 において、金春八郎重栄の有力な弟子で、南都禰宜衆であった 年後の元禄四年(一六九一)からは御扶持を頂戴するようになる。

らしいこと、元禄年中に越後長岡藩に召し抱えられていること

る直前のことである。もっとも、そう長くは続かず、二年後には、 のお抱え大夫だったのは、年代からして長岡藩に召し抱えられ を紹介されている人物が該当するだろう。中村助之進が中津藩 京都から来た藤林甚兵衛【F】が大夫役を仰せつけられている。

禄十年に出勤している。つまり、中村助之進の大貞御神能出勤 貞享三年から元禄四年までの毎年と、元禄六年、元禄八年、元

『中津藩能番組』から中村助之進の出演記録を確認してみると、

隔年で二回の計三回は大貞御神能に出勤していることになる。

次の能大夫藤林甚兵衛が大夫職を得た元禄六年と、それ以降も の初出は『市令録』の大夫職に任ぜられた年と一致するものの、

なお、元禄六年~元禄十年は、藤林甚兵衛も出演している。 そ の理由は詳らかではないが、この間前大夫と新大夫が同時に出

勤していたことになる。 中村助之助に代わった藤林甚兵衛以後、藤林家の者が中津藩

太夫之部」では、京都から来たことと、のちに改名して「休也. 太夫職被仰付候」)、甚兵衛の素性について『市令録』第二輯の「能 の能大夫職を世襲していくとあるが(「御営代ニ相成、同人家江代々

二十二日の矢田神社祭礼で、矢田大夫の代わりに藤林甚兵衛と によれば、丹波矢田神社の社記に、貞享四年(一六八七)九月 と名乗ったこと以外は記されていない。能勢朝次『能楽源流考』 えてよいだろう。丹波猿楽の矢田大夫の代わりを勤められるほ 六年後に中津藩能大夫として抱えられた甚兵衛と同一人物と考 いう名の者が勤仕していることが指摘されている。この人物が

> どの実力をかわれ、中津の能大夫職を得たと推察される。(ユ) 衛門【G】へ代替わりをしたのは、享保九年(一七二四)である。 れば、三十七年間能大夫の職にあったことになり、つづく権左 ところで、藤林甚兵衛は、『市令録』の「能太夫の部」によ

このとき「親休弥死後、権左衛門幼少ニ付」と、嗣子権左衛門【G】 の成長を待つ間、宝生流の寺岡幸之丞【H】が大夫役を代勤し

権左衛門【G】が「左仲」【I】と改名し、江戸師家に入門し

たとある。そして幸之丞の死後、成長して大夫職を引きついだ

遣ス」)。そして、この江戸師家がすなわち観世大夫家であり、 たとよめる(「同人江戸師家江入門金申出候ニ付、能金之内より金弐百疋

ついての記述であるということなのだが、次章で詳しくみてい 必要と思われる。結論を先に述べれば、右は二人の権左衛門に 権左衛門こと左仲【Ⅰ】へのつながりについては、なお検討が しかし、ここは、右のように解してはならず、権左衛門【G】と、 本稿の冒頭でしめした「藤林某」の話と結びつくようである。

藤林家の系譜

こう。

確であるという前提にたてば、この添書によって、たとえ改名 番組中で氏名の頭に添え書きされたもので、同番組の記述が正 出し、年代順にまとめたものである。「添書」欄にしめしたのは 表Ⅰは、『中津藩能番組』から藤林姓の役者と所演曲名を抽

ら大夫職にあった旨の記述と一致する。 令録』の「能太夫の部」で、甚兵衛 (休也) 【F】 が元禄六年か で、《竹生嶋》《井筒》《紅葉狩》の三曲を勤めている。これは『市 ば、藤林甚兵衛の大貞神能における初出勤は元禄六年(一六九三) していても同一人物であるかどうか判断ができる。表Iによれ

「権之丞」は、「権左衛門」の初出より四年前の正徳元年(コ七二二) 門が跡を継いだのは、享保九年(一七二四)であるが、その九年 に《芦刈》、正徳二年に《井筒》《天鼓》を勤めているのが確認 享保五年 (1七二〇)に「権之丞こと」という添書が付されている。 幸之丞以前に名がみえる「権左衛門」を、表1から追ってみると、 前から舞台を勤めたものを幼少とは言えないだろう。この寺岡 夫の部」を前章のように解すれば、「親休也」の没後、権左衛 からその名がみえる「権左衛門」である。『市令録』の「能太 十三年(一七二八)~享保十六年(一七三二)以前、正徳五年(一七一五) さて、問題なのは、甚兵衛の跡を継いだ権左衛門が幼少のた 大夫を勤めていたという寺岡幸之丞が出勤していた享保

七月六日条が、その素性を解き明かしてくれる。 左衛門」はすでに成人していると考えるのが自然である。この できる。「権之丞」という前名があることからも、やはり「権 「権左衛門」について、次にしめす『惣町大帳』 明和九年(| 七七二)

引越参、

藤林左仲祖父甚兵衛与申者元禄六年従

上方御当地へ

能太夫相勤申候。左仲父者権左衛門与申候。右権

を一代目権左衛門、権左衛門事藤林左仲(【Ⅰ】)を二代目権左

相成、 業相勤り不申ニ付、寺岡幸之丞与申もの左仲母妹江入聟ニ 能太夫相動申候 権左衛門相果候砌、 只今之左仲幼少二御座候而、 左衛門筑前甘木ゟ養子ニ参、甚兵衛家督相続仕能太夫相勤

元禄六年に上方から当地(中津)へ引っ越し能大夫をつとめ、 書付」の冒頭部分である。ここでは「藤林左仲祖父甚兵衛」は 町年寄格を仰せつけられるのに際して町会所へ提出した「格合 これは、『市令録』「能太夫之部」の【Ⅰ】に該当する左仲が、

にあたる寺岡幸之丞が大夫を勤めたと説明される。つまり、『中 が果てた際に、左仲 (【Ⅰ】) が幼少であったため、左仲の叔父 衛の家督を継いだと記されている。そして、その「権左衛門」 の後「左仲父権左衛門」が筑前国甘木より養子となって、

津藩能番組』(表1) において、寺岡幸之丞以前に名がみえる権

ち「権左衛門事藤林左仲」【Ⅰ】ということになり、厳密にい 相勤候」にある「権左衛門」は、一代目権左衛門の子、すなわ き「親休弥死後権左衛門幼少二付、左之もの京都合参り、 ある。『市令録』「能太夫之部」で、寺岡幸之丞【H】の説明書 えば「親休弥死後」ではなく「祖父休弥」あるいは、「権左衛門\_

上のことを踏まえ、本稿では、便宜上、左仲の父権左衛門【G】 ではなく「左仲事権左衛門」とあるべきところと解される。 左衛門(幼名権之丞)は、一代目の権左衛門と考えられるので

		,	,		
宝永5	1708		基左衛門	葵上	
宝永5	1708	吉之進こと	甚左衛門	頼政	
宝永6	1709		甚兵衛	誓顧寺	
宝永6	1709		甚兵衛	大江山	
宝永7	1710		甚兵衛	箙	
宝永7	1710		甚兵衛	安宅	
正徳1	1711		権之丞	声刈	
正徳1	1711		甚兵衛	紅葉狩	
正徳1	1711		甚兵衛	道成寺	
正徳2	1712		甚兵衛	白楽天	
正徳2	1712		甚兵衛	松風	
正徳2	1712	-	権之丞	天鼓	
正徳2	1712		権之丞	井筒	城
正徳2	1712		甚兵衛	安宅	城
正徳2	1712		甚兵衛	道成寺	城
正徳3	1713		権之允	氷室	
正徳3	1713		甚兵衛	唐船	
正徳4	1714		九左衛門	RA.	_
正徳4	1714		甚兵衛	花筐	$\vdash$
正徳5	1715	<del> </del>	権左衛門	高砂	$\vdash$
正使5	1715		権左衛門	旅野	
正徳5	1715	<u> </u>	権左衛門	猩々(後)	
享保1	1716		権左衛門	山姥	-
<b>-</b>	-			_	-
享保1	1716		権左衛門	小鍛治	_
享保2	1717		権左衛門	白質	_
享保2	1717		甚兵術	楊貴妃	
享保2	1717		甚兵衛	葵上	城
享保2	1717		甚兵衛	道成寺	城
享保3	1718		権左衛門	采女	
享保3	1718	休也	甚兵衛	鉄輪	ļ
享保3	1718		甚兵衛	安宅	
享保3	1718		甚兵術	松風	城
享保4	1719		極左衛門	賴政	
享保4	1719		甚兵衛	阿濟	
享保4	1719		権左衛門	自然居士	
享保5	1720		権左衛門	船弁慶	
享保5	1720	権之丞こと	権左衛門	井筒	城
享保6	1721		権左衛門	咸陽密	
享保6	1721		権左衛門	松風	
享保7	1722		権左衡門	葵上	
享保7	1722		権左衛門	邯鄲	
享保8	1723		権左衛門	野宮	
享保8	1723		権左衛門	夜討曽我	
享保8	1723		権左衛門	賴政	城
享保8	1723		権左衛門	自然居士	城
享保9	1724		権左衛門	班女	
享保9	1724		権左衛門	是界	
享保10	1725		権左衛門	邯鄲	
享保10	1725		権左衛門	松風	城
享保10	1725		権左衛門	金札	城
享保10	1725		権左衛門	藤戸	城
享保11	1726		権左衛門	ΊΩ	
享保13	1728		寺岡幸之充	難波	_
享保13	1728		寺岡幸之丞	佛原	
享保14	1729		寺岡幸之丞	Ré	
享保14	1729		寺岡幸之丞	阿漕	$\vdash$
享保14	1729			難波	城
子体14	1/29		可阿罕乙允	9.67次	收

	年	西曆	添書	名	曲名	Т -
	元禄6	1693		甚兵衛	竹生島	-
	元禄6	1693	<del> </del>	甚兵衛		├
		-		_	井筒	<del>-</del>
	元禄6	1693		甚兵術	紅葉狩	├
	元禄7	1694		甚兵衛	藤栄	<u> </u>
	元禄7	1694		甚兵衛	安達原	
	元禄8	1695	<u> </u>	甚兵衛	弓八帽	
	元禄8	1695		吉之進	橘弁麼	
	元禄8	1695		甚兵衛	野宮	
	元禄8	1695		甚兵衛	唐船	_
	元禄9	1696		甚兵衛	和布刈	
	元禄9	1696		吉之進	小袖曽我	L
	元禄9	1696		甚兵衛	龍太鼓	<u> </u>
	元禄10	1697		吉之進	巻絹	
	元禄10	1697		甚兵衛	芭蕉	
	元禄10	1697		吉之進	是界	
	元禄11	1698		甚兵衛	賀茂	
	元禄11	1698		吉之進	八島	
i	元禄12	1699		吉之進	金札	
	元禄12	1699		甚兵衛	<b>海仲</b>	
	元禄12	1699		甚兵衛	張良	<u> </u>
	元禄13	1700		吉之進	経政	
	元禄13	1700		吉之進	楊貴妃	
	元禄14	1701		吉之進	西王母	
	元禄14	1701		甚兵衛	賀茂	
ı	元禄14	1701		甚兵衛	松風	
	元禄14	1701		甚兵衛	柏崎	
	元禄14	1701		吉之進	自然居士	
	元禄14	1701	L	吉之進	雷電	
	元禄14	1701		吉之進	土蜘蛛	
	元禄14	1701		吉之進	猩々(前)	
	元禄14	1701		吉之進	頼政	城
	元禄14	1701		甚兵術	羽衣	竜カ
	元禄15	1702	L	吉之進	和布刈	
ı	元禄15	1702		甚兵衛	国栖	
	元禄15	1702		甚兵衛	富士太鼓	
ı	元禄15	1702		吉之進	紅葉狩	
	元禄16	1703		甚左衛門	江口	
	元禄16	1703		甚左術門	融	
	元禄16	1703		甚左衛門	葵上	
1	元禄16	1703		甚兵衛	春栄	
	宝永1	1704		甚左衛門	輪蔵	
	宝永1	1704		基左術門	船弁慶	
	宝永1	1704		基左衛門	班女	
	宝永1	1704		甚兵衛	三井寺	
ı	宝永2	1705		甚左衛門	鵜餌	
	宝永2	1705		基左衛門	賀茂	
I	宝永3	1706		甚兵術	高砂	城
ſ	宝永3	1706		基左衛門	井筒	城
I	宝永3	1706		甚左衛門	邯鄲	城
ſ	宝永3	1706		甚左衛門	三輪	
1	宝永3	1706		甚左衛門	氷室	
[	宝永3	1706		甚兵衛	道成寺	
	宝永4	1707		甚兵衛	立田	
[	宝永4	1707		甚兵衛	海人	城
	宝永4	1707		甚兵衛	竹生島	城
	宝永5	1708	吉之進こと	甚左衛門	楊貴妃	

延享2	1745		吉之進	羅生門	
延享3	1746		吉之進	春栄	
延享3	1746		吉之進	大佛供養	城
延享3	1746		吉之進	羅生門	城
延享3	1746		吉之進	檀風	城
延享4	1747	甚兵術こと	権左衛門	弓八幡	
延享4	1747	前左	権左衛門	三井寺	
延享4	1747	前左	権左衛門	藍染川	
延享4	1747	甚兵術こと	権左衛門	高砂	城
延享4	1747	甚兵衛こと	権左衡門	春日龍神	城
延享5	1748	前左	権左衛門	熊野	城
寛延1	1748	前左	権左衛門	野宮	
第延1	1748	前左	権左衛門	雲雀山	
宽延1	1748	甚兵術こと	権左衛門	大江山	
寛延2	1749	前左	権左衛門	志賀	
寛延2	1749	前左	権左衛門	天鼓	
寛延2	1749	前左	権左衛門	鉄輪	
寛延3	1750	前左	推左衛門	英上	
家証3	1750	前左	権左衛門	鉢木	$\vdash$
宝暦1	1751	前左	権左衛門	井筒	<del> </del>
宝暦1	1751	前左	権左衛門	花筐	$\vdash$
宝暦2	1752	前左	梅左衛門	班女	-
宝暦2	1752	前左	楼左衛門	海人	
宝暦2	1752	前左	権左衛門	土蜘蛛	-
宝暦2	1752	前左	権左衛門	羅生門	城
宝暦2	1752	前左	権左衛門	実盛	城
-	_				-
宝暦2	1752	前左	権左衛門	百万	城
宝厝3	1753		権左衛門	高砂	<u> </u>
宝厝3	1753	前左	権左衛門	天鼓	_
宝暦3	1753	甚兵衛こと	権左衛門	大江山	<b> </b>
宝暦4	1754	前左	権左衛門	安宅	
宝暦5	1755		吉之進	白鬚	
宝暦5	1755	前左	権左衛門	柏崎	ļ.,
宝暦5	1755	基二郎こと	甚兵術	現在夜鳥	L
宝暦5	1755	後ノ	甚兵街	張良	
宝暦5	1755	吉之進こと	甚兵衛	賴政	坡
宝暦6	1756	前左	権左衛門	排車	
宝曆6	1756	前左	権左衛門	松山鏡	
宝曆7	1757	前左	権左衛門	族野	
宝暦7	1757	前左	権左衛門	船弁麼	L
宝曆8	1758	前左	権左衞門	唐船	
宝曆8	1758	前左	権左衛門	谷行	
宝暦9	1759	甚兵術こと	権左衛門	玉井	
宝暦9	1759	前左	権左衛門	鉢木	
宝曆9	1759		権左衛門	高砂	ŧ.
宝暦9	1759		確之助	熊坂	Ψč
宝暦10	1760	前左	権左衛門	井簡	
宝暦10	1760	前左	権左衛門	英上	
宝暦10	1760	前左	権左衛門	龍虎	
宝暦11	1761	前左	権左衛門	絃上	
宝暦11	1761	<del>                                     </del>	権左衛門	弓八幡	城
宝暦11	1761	前左	権左衛門	羅生門	坡
宝暦11	1761	前左	権左衛門	船弁麼	城
宝暦12	1762	-	権左衛門	芭蕉	<del>"</del> —
宝暦12	1762	<del></del>	権左衛門	邯鄲	<del>  -</del>
宝暦12	1762	<del>                                     </del>	確之助	舎利	ŧ.
宝暦12	1762		磁之助	舍利	城
五階12	1/62	L	4年之町	舌利	

	_				
享保14	1729		寺岡幸之丞	景清	城
享保14	1729		寺岡幸之丞	定家	城
享保16	1731		寺岡幸之丞	天鼓	
享保19	1734	前左	権次郎	金札	
享保20	1735		権次郎	箙	
享保21	1736	前左	権次郎	是界	城
享保21	1736		甚兵衛	猩々	城
元文1	1736	前左	甚兵衛	東北	
元文2	1737	前左	甚兵衛	雷電	
元文2	1737		時五郎	俊成忠則	
元文3	1738	前左	甚兵衛	巻絹	
元文3	1738	前左	甚兵衛	大江山	
元文3	1738	前左	甚兵衛	養老	
元文3	1738		松之助	花月	
元文4	1739	前左仲こと	甚兵街	高砂	
元文4	1739	前左	基兵衛	梅枝	
元文4	1739	前左	甚兵衛	皇帝	
元文4	1739	前左	甚兵衛	鐵通	
元文4	1739		松之助	簸	
元文5	1740	前左	甚兵衛	氷室	
元文5	1740		甚兵衛	弓八幅	
元文5	1740		金次郎	熊坂	
元文5	1740		金次郎	E	
元文5	1740	松之助こと	金次郎	花月	<del> </del>
元文5	1740	前左	基兵衛	清時田村	<del>                                     </del>
元文5	1740	前左	甚兵衛	通小町	<u> </u>
元文5	1740	前左仲	甚兵衛	白鬚	坡
元文5	1740	HI CE IT	甚兵衛		城
寛保1	1741		甚次郎	春日龍神 現在夜鳥	49L
市保1	1741	吉之雄こと	基次郎	魏	城
-	-	0 × 18 × C		<u> </u>	-
寛保1	1741	**+	甚次郎	経政	坡
<b>寛保1</b>	1741	前左	甚兵衛	三輪	城
寛保1	1741	前左	甚兵衛	安達原	城
<b>克保1</b>	1741	前左	甚兵衛	蟻通	_
寛保1	1741	前左	甚兵衛	兼平	
寛保2	1742	前左	甚兵術	和布刈	
寛保2	1742		甚次郎	2	
寛保2	1742	前左	甚兵衛	春栄	
寛保2	1742		基次郎	小塩	
寛保2	1742		甚次郎	船弁慶	
寛保2	1742		甚兵衛	弓八幅	城
寛保2	1742	前左	甚兵衛	皇帝	城
宽保2	1742	前左	甚兵衛	玉井	城
寛保2	1742	前左	甚兵衛	賴政	城
寛保2	1742	前左	甚兵衛	忠則	城
寛保2	1742		基次郎	田村	城
寛保2	1742		甚次郎	女郎花	坡
寛保2	1742	前左	甚兵衛	杜若	城
寛保2	1742	前左	甚兵衛	夕顏	城
寛保2	1742		甚次郎	重重	城
寛保3	1743		吉之進	通盛	
寛保3	1743	前左	権左衛門	千手	
宽保3	1743		吉之進	土蜘蛛	
寛保3	1743	前左	権左衛門	鉄輪	
延享1	1744		吉之進	盛久	
延享1	1744		吉之進	紅葉狩	
延享1	1744	前左	権左衛門	難波	城
	•				

天明5	1785	後左	権左衛門	春栄	城
天明5	1785	後左	権左衛門	鉢木	ケイコ
天明8	1788		安次郎	銵	
天明8	1788	後	左仲	老松	
寛政1	1789		安次郎	俊成忠則	
寛政1	1789	後ノ	左仲	夕額	
寛政1	1789	後	左仲	俊寛	
寛政2	1790	後ノ	左仲	松風	
寛政2	1790	後ノ	左仲	鐘巡	
寛政2	1790	後ノ	左仲	船并慶	城
寛政2	1790	後ノ	左仲	俊成忠則	城
寛政3	1791	後ノ	左仲	三井寺	
寛政3	1791	後ノ	左仲	安宅	
寛政3	1791	後ノ	左仲	経政	
寛政9	1797	後ノ	左仲	国栖	-
寛政9	1797	後ノ	左仲	山姥	
寛政9	1797	後ノ	左仲	松風	城
寛政9	1797	後ノ	左仲	鵜飼	城
寛政9	1797	後	左仲	俊寛	城
寛政9	1797	後ノ	左仲	実盛	打合
天明1	1830	後左	権左衛門	藤戸	
天明1	1830	後左	権左衛門	邯鄲	舞台開
天明2	1831	後左	権左衛門	七騎落	
矢保5	1834	後左中	権左衛門	現在夜鳥	竜力

宝暦12	1762	前左	権左衛門	松風	被
宝暦12	1762		権左衛門	野宮	槉
宝暦12	1762	前左	権左衛門	羽衣	÷
宝暦13	1763	甚兵衛こと	権左衛門	三輪	
宝曆13	1763	前(後を消)	権左衛門	自然居士	
宝曆13	1763		次郎次	殺生石	
明和2	1765	前左	権左衛門	九世戸	
明和2	1765	前	左仲	遊行柳	
明和2	1765		次郎次	楊貴妃	
明和2	1765	前左	権左衛門	海人	城
明和2	1765	甚兵衛こと	権左衛門	白鬚	城
明和2	1765		次郎次	大蛇	堿
明和3	1766		次郎次	難波	
明和3	1766	前左	権左衛門	実盛	
明和3	1766		次郎次	大蛇	
明和4	1767		次郎次	和布刈	
明和4	1767	前左	権左衛門	山姥	
明和4	1767		次郎次	皇帝	
明和5	1768		次郎次	野守	
明和5	1768	後左	次郎次	鉄輪	
明和5	1768	前	左仲	弱法師	
明和6	1769	後左	次郎次	海人	
明和6	1769	前	左仲	俊寛	
明和6	1769	前左	権左衛門	唐船	城
明和6	1769	前左	権左衛門	安宅	城
明和6	1769		次郎次	梅	城
明和6	1769	前	左仲	俊寛	坡
明和7	1770	後ノ左仲	権左衛門	賀茂	
明和7	1770	前	左仲	定家	
明和7	1770	後左	権左衛門	烏帽子折	
明和7	1770	後左	権左衛門	羅生門	
明和8	1771	後左	権左衛門	融	
明和8	1771	前	左仲	景消	
安永1	1772	前	左仲	昭君	
安永2	1773	後左	権左衛門	弓八幡	
安永2	1773	後左	権左衛門	芭蕉	
安永2	1773	前	左仲	一角仙人	
安永4	1775	前ノ	左仲	国栖	
安永5	1776	後左	権左衛門	氷室	
安永5	1776	前	左仲	頼政	
安永5	1776	後左	権左衛門	盛久	
安永5	1776	後左	権左衛門	紅葉狩	_
安永6	1777	後左	権左衛門	阿漕	
安永6	1777	前	左仲	一角仙人	城
安永6	1777	前	左仲	八島	城
安永7	1778	権左衛門こと	左仲	高砂	
安永8	1779	前	左仲	善知鳥	
安永8	1779	前	左仲	摂待	-
安永8	1779	前	左仲	井筒	城
安永9	1780	後左	権左衛門	自然居士	<del></del>
天明1	1781	後左	権左衛門	吉野天人	舞台開
天明2	1782	後左	推左衛門	船弁慶	ケイコ
天明3	1783	後左	権左衛門	野宮	
天明3	1783	後左	権左衛門	お 動	城
天明3	1783	前左仲子	権左衛門	高砂	城
天明4	1784	後左	権左衛門	柏崎	
天明5	1785	後左	権左衛門	景清	
<b>~242</b>	1740	ik Œ	IN CE HILL	AL AT	L

おおかた正確に記録していると考えてよいように思われる。『中津藩能番組』は藤林家の歴代やその名乗りの経緯についてされる。なお、その把握にあたっては大きな不整合はないので、日を確認してみると、以下にしめすような藤林家の系譜が推察衛門あるいは左仲と表記を区別することとし、あらためて、表

は、中津で能を勤めた藤林姓の役者は、甚兵衛(休也、休弥)と表1によれば、藤林甚兵衛が、中津の大夫となって十八年間

その吉之進(後に甚左衛門と改名)の二人である。しかし、宝永五は、中津で能を勤めた藤林姓の役者は、甚兵衛(休也、休弥)と

年(1七〇八)の《頼政》《楊貴妃》《葵上》の所演を最後に甚左

吉之進(甚左衛門)について、『惣町大帳』寛政二年(一七九〇)みられるのが、その三年後の正徳元年(一七一一)である。この衛門の名がみられなくなる。筑前より養子に来た権之丞の名が

四月五日条には「祖々父甚兵衛忰吉之進」(三代目権左衛門ことニー

そのため養子をもらいうけるという事態になったのであろう。るに、吉之進(甚左衛門)は、甚兵衛の実子であったが早世し、代目左仲の口上覚書)という文言がみえる。想像をたくましくす歴月五日名に「村々2隻月後や言え近」(三千里村左衛門こと)

二人が同時期に出勤していることが確認されるが、享保四年門と名を改めた。そして、しばらくは甚兵衛と養子権左衛門の

さて、養子となった権之丞は、正徳五年(一七一五)には権左衛

令録』の記述によれば、その五年後、一代目権左衛門が甚兵衛(「七「九)《阿漕》を最後に、甚兵衛は出勤がない。そして、『市

左衛門の最後の上演であり、

家督相続からわずか二年ほどで没い、享保十一年《江口》が一代目権

【F】の家督を継ぐ。

しかし、

事態になったのかと推察される。その後、一代目権左衛門妻の子息を残して急逝し、大夫不在のまま町人役者だけで上演するいのは、あるいは八月の大貞神能直前に一代目権左衛門が幼いしたと解される。享保十二年に藤林姓の役者が一人も出ていな

享保十七、十八年に藤林姓の役者が見られないのは、二代目権之丞の演能記録がとぎれるので、その頃に没したと推察できる。るまで能大夫をつとめる。しかし、享保十六年を最後に寺岡幸

妹の婿養子という縁者寺岡幸之丞が、二代目権左衛門が成長す

たためだろう。この二年間は、町人たちと、享保十八年には「ウ左衛門がまだ舞台をつとめるのに必要な年齢に達していなかっ享保十七、十八年に藤林姓の役者が見られないのは、二代目権党のの資育言範がときれるので、その時に没したと判案できる

年《金札》を勤めた「権次郎」である。これが二代目権左衛門なわち「前の左仲」という意の添え書きがみられる、享保十九二代目権左衛門(左仲)に該当する人物の初出は、「前左」す

のは、『中津藩能番組』によれば、明和二年からであろう。して寛保三年に父の名「権左衛門」を襲う。左仲と名を改めた門(左仲)は、享保二十一年には、祖父の名甚兵衛を名乗る。そ

の前名と解される。以下表Ⅰをたどっていくと、二代目権左衛

 御神能へ出勤を要請して、急をしのいだのだろう。(ヒシ

サ吉田三左衛門」の名がみえるので、交流のあった宇佐神宮の

息で、三代目権左衛門、そして後に二代目左仲を継ぐ人物であ 名がみえる「次郎次」は、後述するように二代目権左衛門の子 乗っていたので、三代目甚兵衛である。また、宝暦十三年から の名を名乗っている。甚兵衛の名は二代目権左衛門も当初名 名乗りに改めたのち、宝暦五年(一七五五)以降に、祖父甚兵衛 りのための金子を、このたび上京する者に持たせたいと権左衛

について『惣町大帳』の記述をみていくこととする。 がほぼ明らかになったところで、本題である観世大夫との関係 が二代目権左衛門の長男で、夭折したのかもしれない。 以上のように、中津藩の能大夫藤林家の系譜とその活躍年代

門が「次郎次」という名であることから、あるいは「磯之助」

る。宝暦九年にある「磯之助」は不詳であるが、三代目権左衛

〈明和の改正〉による動揺

観世大夫家入門と

林権左衛門にかんして、次に示すような動きがみられる。 享保九(一七二四)年三月十四日条(『惣町大帳』)に、一代目藤

銀預りさた、加右衛門ゟ出ル 則中真と相談相極、大貞銀之内ゟ金子弐百疋遣し申候、 則

子入金子、此度上京被仕候衆ニ頼登らせ申度旨被申置候間!

藤林権左衛門被申出候ハ、

内々被申置候観世太夫ニ弟

かねてより内々に伝えておいたことだが、観世大夫に弟子入

享保九年は、一代目権左衛門が父甚兵衛の家督を継いだ年で、 立てた「大貞銀」から金子二百疋を都合してやることになった。 享保九年より観世大夫の直弟子となったと考えてもよいかと思 すなわち入門金のことであろう。また、「弟子入」とあるからは、 門から申し出があったのである。「観世太夫ニ弟子入金子」とは である。右の条以外に、一代目権左衛門と観世大夫家の接点を 弟子入りを希望した観世大夫は、年代から十四代観世大夫清親 われる。町会所では相談の結果、八月の大貞祭礼のために積み

で当然といえば当然であろう。 示す記事はみられないが、この二年後には没したと思われるの さて、観世新九郎家蔵『将軍宣下祝賀能目録』によると、 延

権左衛門は出勤せず、藤林姓の役者は弟吉之進のみなので、 である。この前年と翌延享三年の三年間、大貞神能では二代目 藤林権左衛門の名が確認できる。これは二代目権左衛門のこと

賀能四日目において、《烏帽子折》(シテ:観世織之助)のツレに 享二年(1七四五)九月二十二日、九代将軍家重の将軍宣下の祝

の間二代目権衛門はすでに弟子入りを済ませて、観世師家の元

入門のいきさつについては、父の例から、大夫職を継いだ年 入門した十四代観世清親である。もっとも、二代目権左衛門の 察できる。なお、このときの観世大夫も、父一代目権左衛門が で修行をしており、幸運にも祝賀能への出勤の機会を得たと推

保十九年カ)からそれほど隔てない時期に入門したと類推はでき

はない。ただし、『市令録』「能太夫之部」の「権左衛門事、 るが、『惣町大帳』はその前後冊が欠けているため、詳らか る記述であるならば、父と同じく二百疋もの大金を、入門金と ニ付、能金之内より金弐百疋遣ス」が、二代目権左衛門に関す 林左仲」(【I】)の次に記される「同人江戸師家江入門金申出候 して大貞銀から都合してもらったことになる。 で

明和本と略す)について、その使用を強制された観世流門弟の対 が断行した能楽改革 顕著になるのが、明和三年以降、すなわち十五代観世大夫元章 て借用していたという事情が浮かび上がる。このような動向が ま江戸観世大夫の周辺での活動にあてるためと考えることはで を改訂して刊行された観世流謡本(いわゆる『明和改正謡本』、以下 から見ていく一連の動向は、 での生活には、多額の費用が必要で、それを度々町会所を通じ きないが、以下でみていくように観世師家との付き合いや江戸 の証文写しが控えられている(六月廿八日付)。この借金をすぐさ した延享二年、『惣町大帳』には権左衛門の拝借銀(金子四匁) ところで、二代目権左衛門が、江戸で将軍宣下祝賀能に出勤 かなり具体的に記録している貴重な記録と思われるので、 〈明和の改正〉直後のことといえる。これ 明和二年 (一七六五) に大幅に詞章

五月二日条に以下のように記されている。 「参りたいと申し出がある(『惣町大帳』第十輯)。 詳細は、 同年

かったのは、いずれ必要経費を町会所が工面しなければならな

明和三年(一七六六)四月二十三日、二代目権左衛門から江戸

少し詳しく見ていきたい。

能御伺ひ申上候所ニ其方共、江戸表へ遣候而可然候哉、 此節ハ参り不申候が可然由相談究メ候ニ付御奉行様江地合 様致度由申候ニ付、同役中相談ニおよひ候。同役中存寄先 此度謡文句等相改り候ニ付、 不申候間、何分ニも御相談被成、参り候様ニ御挨拶有之候 藤林権左衛門、江戸表江参度由内意申出候。 参り不申候而ハ家職之筋相立

其趣意者

一応致相談又々申出候様被仰候。

と江戸へ遣わすことが了承される。町会所が当初快く承諾しな 果、五月七日に「藤林権左衛門、江戸表へ遣候様ニ致度相談相究」 これまでとは異なる曲の多さに、江戸へ行って観世大夫に師事 在住の二代目権左衛門のもとに、ようやく改訂本が手許に届 明和本の刊行からおよそ一年後、観世大夫の直弟子である九州 明和本を指すことはいうまでもない。明和二年五月の序を持つ こでいう「謡文句等相改り候」が、十五代観世元章の刊行した かと助言があり、今一度相談することとなる。再度相談した結 るが、御奉行に伺ったところ、江戸へやってもよいのではない では、相談の結果、一度は江戸へは遣わさない方がよいと決ま せずには家業が成り立たないと思ったのであろう。町会所役中 たのかもしれない。そして、従来の詞章とのあまりの違いと、 行かねば家職の筋が立たない」(傍線部)というものである。 江戸に行く理由は「此度、謡文句等が改まったので、

請求してきたらしい。五月七日条には、 いことを見込んでのことだろう。案の定、 権左衛門は三十両を

六左衛門申上置候ハ御聞置被成候由、御挨拶有之候。 下候様ニ致度由、権左衛門申候。右之趣、御奉行様江得と 能方相勤候者共ゟ出し呉候様ニ、同役中ゟ挨拶ニおよひ被 尤三拾両之内、

拾両ハ日田表ニ而出来仕候、

弐拾両之処、

はできないと返答がある。 年寄藤兵衛に直訴に及ぶ。以下の書状を月番町年寄に届けたので 通じて頼んでほしいと権左衛門が申し出る。しかし、この勝手な とある。三十両のうち、十両は日田村から都合できるが、二十両 申し出が通るわけもなく、五月十七日、役中から能方へ頼むこと は能方を勤めている者どもから出してくれるよう、町会所役中を 八月四日、ついに、権左衛門は月番町

仕様子ニ相見へ不申候ニ付先達而各様、御咄申、町場へ御 故 意ニ御座候而中々余分物入之義、自力ニおよひかたく仕合 御願申上、出府仕伝来仕度存念も御座候処、私義兼々不如 私共存不申謡能多く御座候而家業難相立奉存候ニ付、何卒 此度江戸観世太夫謡能不残相改、流義謡能数多二相成, 無心等も申候処、 隣国ニも弟子等も御座候ニ付夏中ゟ罷越、右之趣意ヲ 当時柄之義故、存候程之義、出来可

> も可有御座哉と奉存候。左候ハ者是非一度罷出不申候而者 母子同意之助精致呉候ハゝ、猶又他所門弟杯へも相応之無 罷出候面々へも指付無心等も申かたく、当惑仕候。乍去頼 被仰候故、段々工面仕見候得共、外ニ方便も無御座、 下候様二奉願上候。以上。 何卒此節罷出候様ニ仕度奉存候。右能方ニ罷出候面々へ無 難相済、其節者却而彼是入用も多ク可有御座哉と奉存候間 右躰之義故、難渋迷惑仕候得共、家業之義、殊更段々諸国 心申候而、随分彼是省略ゐたし出府仕、一通り承度奉存候。 無是非申上候。御当地町場も近年別而困窮之趣故、能方ニ 分御聞済被下置候様二奉願候、 余義無心も申候義、御時節柄之義如何敷奉存候ニ付此所何 **ゟも罷登、伝来仕候様ニ有之候而者、若師匠元ゟ申来候義** 挨拶も被成被下候義無心申度段申上候処、御挨拶難被成旨 此段幾重ニも可然御取成被

戍八月

藤林権左衛門印

月番町年寄 藤兵衛殿

ないなどと切々と語られる。この町年寄への訴えは、ひとまず 子等へも無心したが、この時節柄でなかなか必要な額が集まら なにとぞ江戸へ行きたいが、余裕がなく自力ではいけない、 業が成り立ちがたいとの事情が説明される(棒線部)。そして、 の所演曲が増えたため、権左衛門も知らない謡や能が多く、 冒頭に、このたび江戸観世大夫が謡・能を残らず改め、

とした演能がなされる。明和三年八月十五日条に記された番組 べされたようである。十日後、大貞神能では渦中の明和本を基

十日後に控えている大貞神能のため、結論が出されるのが日延

には、

大貞御神事能組

権左衛門 面箱 千歳 宇右衛門 次郎治 脇鼓 清蔵

善三郎

惣左衛門

次郎治

磯五郎・吉次郎 左一右衛門・清兵衛・

又蔵・和吉

権左衛門

新次郎・伝蔵・勘之助

清蔵·左四郎 平助・善蔵

しかし、

六左衛門 清次郎・源七

班女 半次郎 伝蔵・左一右衛門 藤蔵・惣左衛門 彦七

放下僧 磯五郎 吉次郎・勘之助

磯右衛門·左四郎 善蔵

六左衛門・勘之助・左一右衛門

清次郎

清四郎

惣左衛門 彦七

次郎治 半次郎・虎松 清兵衛・新次郎・伝蔵

清蔵・清蔵 茂兵衛・和吉

観世流謡改有之候ニ付謡者相改候通ニ謡イ申候 (以下、狂言番組は略する)

> (棒線部)。これは明和本の改正謡が実際に上演されたことを示す、 と、観世流で改められた通りに謡ったと注記されているのである

きわめて貴重な用例といえよう。 さて、大貞神能で〈明和の改正〉の詞章が披露された十二日後、

権左衛門自ら頼む分には構わないというものだった。その返答 内容は、町役から能方へ出資するよう頼むことはできないが、 先に権左衛門が町年寄に送った内意への返答が出される。その

で無心するようにとのことだが、このご時世では自力では調え 上候趣」と題され、町年寄衆中に宛てられた。冒頭には、 をうけた権左衛門の内意書(八月廿七日条)は、「御内々御物語申

出府相止メ可申候」)と、江戸行きを断念したことを述べている。 難く、残念だが私の出府はやめる(「近頃残念には奉存候得共私義ハ

先頃各様被仰候者一両年之内、伜義ハ御世話被成、罷登候

様ニ被成可被下候由之思召被仰聞候。左候ハゝ、何卒此節

被成御世話被下候而、二郎次御登せ可放下候。せめて左様 伝来仕、改判等之儀も可也ニ承り罷帰候得者、家業之筋も 二候得者、 未熟之儀二者御座候得共、 家元へ罷越、 一通之

相立相続も仕候義ニ御座候。

せてやってほしいと、権左衛門は方針を替える。二郎次は未熟者 と、せめて一両年のうちに、嗣子二郎次(次郎次)を江戸に登ら

たたないので、辞めると宣言するのである。さらには、悪御座」と、権左衛門自身は、江戸にいけないのでは家業はなりきるだろうと述べる。そして、「私者乍残念家業相止メ申候ó外きるだろうと述べる。そして、「私者乍残念家業相止メ申候ó外きるだろうと述べる。そして、「私者下残念家業相止メ申候ó外たたないので、辞めると宣言するのである。さらには、相続でくる。そうすれば、大貞神能の能大夫に章のことであろう)のもとで一通り伝たたないので、辞めると宣言するのである。さらには、

面々も出来可仕候と左候得者私義者他所へ罷出、只今迄之早明年ニも至り候ハ、定而追々隣国なとへも改判伝来之も御座候節、一向存不申候と申上候茂甚心外奉存候、并最若又殿様御帰城之上、御能等被「仰付候而改判之義御沙汰

通相応之弟子等教申候義者相成不申、旁以面目も無御座候

「改判之義」について殿様から沙汰があったとき、一向に知らなと中津の殿様(奥平氏三代昌鹿〔昌邦〕)が参勤交代から帰城になり、

いと申し上げるのでは心外である。来年になれば、きっと隣国に

と嘆願するのである。 辞めるからせめて、せがれを江戸へ遣わすよう世話をしてほしい判」の伝授をうけることの重要性を主張する。そして再度、私はこともできないのは面目がないと、半ば脅しにも似た文面で「改も「改判」が伝来するだろうに、私が他所に行ったときに教える

この長々しい書面を受け、町会所の面々は、「二郎次相登せ

ねばならないが、権左衛門を登らせれば町会所が負担することて、次郎次を江戸に登らせると、町会所が銀子を都合してやら會所人目も無御座候間、権左衛門罷登り候方可然奉存候」とし申候へ者、町會所ゟ入用銀指登せ、権左衛門登り申候へ者、町

へ者、只今当惑仕候」と当惑していたと記されている。になっていたためだろう、「権左衛門存寄り書付之通ニ御座候する。この決定を権左衛門に伝えたところ、すっかり辞める気

なお、八月廿七日条の権左衛門内意書において「殿様御帰

はないという理由で、ついに権左衛門を江戸に遣わす方向を決

思われるが、そうともいえないようである。というのは、明和は、権左衛門が殿さまの威光をかざした言いがかりのようにも之上、御能等被仰付候而改判之義御沙汰も御座候節」とあるの

## 四 江戸からの金の無心

十九日まで、「不届之至」りに付き押込を申し付けられる。一用しようとしたためと思われるが、明和三年十二月十三日~年以上要したらしい。その間、町年寄を通さずして大貞銀を運の力を借りない前提であったため、自力で金を工面するのに一かくして、江戸へ登ることを許された権左衛門だが、町会所

方では「極難之義御聞遊候ニ付、当年斗銀三枚被下置候」と奉

行所から銀三枚を頂戴し(明和三年十二月二十六日条)、

明和四年

令録』。明和四年の『惣町大帳』は欠冊)。

十一月には、上様より出府のために銀五枚を拝借もしている (『市

吟味した旨が確認できる。 金十五両を無心する内容の書状が到来し、十四日にその是非を 明和五年三月十二日、江戸にいる権左衛門から息子次郎次へ

左衛門義、 得者、此節御上江ハ御歎不被申上候間、同役共致相談、次 此節ハ自カニて罷登候と申候て罷登候事ニも有之、此上去 可然候段、 郎次へもとくと申聞、次郎次台致才覚差登せ候様ニいたし 冬罷登候節も御上へ御歎申上、銀子被下置候事にも在之候 藤林権左衛門儀、 今朝、 御用御座候而参上仕候所、先達而御内々申上候 仰渡候二付奉畏候段申上候而申上候者、権 御奉行様ニ而も被仰候者、権左衛門義 去冬登り候

別相頼申候故、 被仰候二付奉畏罷帰、 次郎次へ申聞へく候、 申上候所、至極御尤ニ者被思召上候へ共、先右申渡候通 節もシテ方ハ不及申、能役者中共外懇意之者へ者、不残餞 仰渡之趣申聞候 此節次郎次才覚之義出来兼可申と奉存候段 無左候而者相済不申子細ニ有之候と 今日之寄合二於町会所、 次郎次召呼

能役者中杯へも下地度々無心も申、

右之趣、吉右衛門殿へハ書付ニ而為知遺候

江戸行きは、自力で行くというから許されたものであったが、 いて、御奉行所に説明された内容は次の通りである。この度の れる。さて、権左衛門が金十五両の借用を頼んできたことにつ は「去冬」(太字)、すなわち明和四年の冬であったことが知ら この明和五年三月十四日条から、権左衛門が江戸へ登ったの

ている。そのため今回は、息子次郎次がなんとか才覚して送っ

すでに昨年冬に江戸へ登る節、お上に嘆き申して銀子を頂戴し

衛門が望んできた金子十五両(明和五年三月十二日条)のうち、 いう状態にあるというのである。この事態に、町会所は、権左 頼んでいたため、次郎次からまたお願いするのもできかねると に先だって、ひそかに能役者連中や、懇意の者に懇願し餞別を てやるようにするべきところであるが、実は、権左衛門は出立

条)。そして、その金とともに権左衛門へ遣わした手紙には せて十二両を指し登せてやることを決める(明和五年三月十六日 郎次がなんとか工面した銀弐百目と、金子十両を借り立て、

承知候、万端御帰国之節目出度可得御意候、恐惶謹言 以書面間違無之様ニ急度可申渡旨被 仰渡候、 此段可被致

右金、

権左衛門請取候ハゝ、早速江戸表引取、

罷帰候様二

にと諭す内容が記された。 と、この金を受け取ったら、 しかし、権左衛門はすぐには帰国せず、同年五月廿三日には、 すぐに江戸を引き取り国に帰るよう

## 藤林権左衛門事

尤同役中へも相知せ呉候様ニ権左衛門宿本へ申参候ニ 付同役中へ相知せ候、尤両御奉行様へも御咄申上置候 右者此度観世太夫ゟ右之通相改候様ニ被申候由申来候

る。七月という時期に帰国したのは、当地での職務である八月 十五日大貞神能に出勤するためであろう。権左衛門改め左仲は、 の十一月に江戸へ赴いたとすると、およそ八ヶ月の江戸滞在であ 二着岸」との記事があり、帰国を果たしたことが知られる。 ろう。そして、七月十一日ようやく「藤林権左衛門、暮前ニ当地 順調に観世大夫のもとで修行を積み、改名を許されたのであ 観世大夫によって「左仲」と改名した旨披露の書状が到来す

も次郎次が《梅》を勤めている)。 たことが興味深い(なお、『中津藩能番組』によれば、この年御城能で 梅相済候而被遊御中入候」と、観世元章作の《梅》が披露され 会所は左仲宅の掃除や毛氈の準備などに追われる。当日、「一、 めるのが目的ではないかと思われるこの突然の来宅決定に、町 御覧が決定する(明和六年十一月廿五日条)。江戸での成果を確か まず一つは、十一月二十七日、御奉行様の左仲宅にての「打合」

頼が届いたことである(明和七年正月十六日条)。 二つ目の出来事は、大坂の浅井織之丞から勧進能への出勤依

> 誠ニ其後ハ打絶御様子不承候、下拙儀も去秋江戸表罷下 藤林左仲、上方書状致持参候、入御内覧候、則左二記置: 筆致啓上候、寒冷之処、弥御堅栄可被成御座奉珍重候!

拙世話仕候。 明年三月、 右二付貴様御出勤可被成様二奉存候。 高井儀助勧進能願之通被 仰付候ニ付下 り貴様御噂申上候、

弓町ニも益御勇徳被遊御座候

尤ツレ方諸事之儀ハ此方ニ而御世認可仕候、左様御心得 可被成候。当春御状指置候へ共、 表へも申遣候。弥御勤被成候ハゝ御報早々可被仰越候。 有無之御返事も無之、

十一月二日

浅井織之丞章 盛 (An)

遠方故間違候哉と奉存候、右得御意如此ニ御座候。

謹言。

尚々御心積り之番組、 滕林左仲様 左ノ通入御覧候

高砂 四日

蟻通

二日 初日

さて、江戸から帰国後の左仲にいくつか目立った動きがある。

》《弱法師》、祝言《弓八幡》を勤める。

二人静か 野宮か 六日 五日 阿漕か 安宅

三日 右之通ニ御座侯、其外端能二三番も相増候哉と之事も 藤戸か 乱

可有御座候、以上、

御勤珍重奉存候、先達而江府御往通之節、 尚々一筆致啓上候、寒冷之節御座候得共、 被成候砌、 一、明年勧進能御出勤御相談ニ付同名方ゟ書上申候ニ付幸 彼此間違不得貴意残念二奉存候 愈御堅勝二被成 同名方へ御立寄

度候、定而連等も被相勤候積りニ御座候、何分御出勤相待元之忠之進殿も被居義ニ御座候間、無御遠慮手前御旅宿仕問名方御旅宿も宜候得共、手前方無人ニ茂有之、其上御国殿御噂被申出、御床敷奉存候、夫ニ付弥御出勤被成候ハトと使御見舞旁得貴意候、且其御地ニ而御世話ニ罷成候川上忠便御見舞旁得貴意候、且其御地ニ而御世話ニ罷成候川上忠

申候、右可得貴意如此ニ御座候、恐惶謹言

藤林左仲様参人々御中・・浅井幸次郎景信(花押)十一月五日・・・前之名林之丞事

修行をしていたとおぼしく(「下拙儀も去秋江戸表罷下り」)、また九

最初の書簡の主浅井織之丞章盈は、江戸弓町で左仲とともに

は済んでいることなどが認められている。 は済んでいることなどが認められていること、すでに宿の手配筒では、左仲が江戸でお世話になった川上忠之丞というものかきたのである。二通目の浅井幸次郎景信(前名林之丞)からの書儀助勧進能のお世話をしている関係で、左仲の出勤を依頼していなっていたらしい(「貴様御噂申上候」)。それで来春三月、高井州からわざわざ伝授を受けに来たことは上方へ帰っても語り草

によると、明和七年三月二十七日、下寺町にて興行された高井和七年正月+九日条)。法政大学鴻山文庫蔵『大坂勧進能番組 (三)』十九日左仲の上方行きは「勝手次第」との結論が出された (明

この手紙は早速吟味され(明和七年正月十六日、十七日、十八日条)

次が勤めている。 (を助の勧進能の一日目《邯鄲》、二日目《西行桜》、四日目《忠則》、 (を助の勧進能の一日目《邯鄲》、二日目《西行桜》、四日目《忠則》、 (をかざる)最終日六日目の最後をかざる《乱》を左仲は「左市」とよめる)最終日六日目の最後をかざる《乱》を左仲は「左市」とよめる)最終日六日目の最後をかざる《乱》を左仲は「存す」といるが、 (を助の制進能の一日目《邯鄲》、二日目《西行桜》、四日目《忠則》、

坂ゟ罷帰候由知せ有之候」と、その帰国が記される。 『惣町大帳』では、明和七年五月十九日「藤林左仲父子、大

## 三代目権左衛門と観世元章

五

出勤してほしいとの依頼に対する、返答文である。条で、交流のあった宇佐神能から寄せられた次郎次に《翁》にる。そのことが知れるのは、帰国の翌年、明和六年八月廿三日さて、二代目権左衛門の息子次郎次も、観世大夫家へ入門す

付居被申候様ニ被成可被下由ニ御座候。此段御承知被成候之候ハ、、以参相勤可申候。左候得者、地謡衆脇坐之後ニ候。右ニ付左仲召呼、委細承候処ニ翁之儀、左仲ハ御頼有世太夫へ弟子入致候、未翁伝受不致候ニ付御断申上度由申翁為相勤候様ニ被仰下、其段申渡候處、次郎次義、当春観勤珍重奉存候。然者其御地御祭礼御能之節、藤林次郎治へ貴札致拝見候。如仰秋冷ニ相成候得共各様弥御堅勝被成御

恐惶謹言。

八月廿三日 富永宗左衛門様 横山六左衛門

ここでは次郎次はこの春に観世大夫家に弟子入りしたが、

地謡衆脇坐之後ニ付居被申候様ニ被成可被下由ニ御座侯」)と所望して くれるなら、(次郎次を)地謡衆脇座の後に付けるよう(「左候得者 七年正月六日、左仲から次郎次を江戸へやらせ観世大夫の直伝 いる。この時点でまだ次郎次は中津にいたといえる。やがて翌 したことが知れるが、続く文では、左仲に《翁》を仰せつけて ている (棒線部)。ここから、明和六年春に観世大夫へ弟子入り 《翁》はまだ伝授されていないので勤められないと断りを入れ

乍恐御内々申上候口上之覚

十五輯)。

を受けなければ家業が立たないと申し出が出される。

仰上可被下候、奉願上候、以上、 憐愍何分被仰付被下置候様ニ奉願上候、 江戸表江御召連被下置候様ニ偏ニ奉願上度奉存候、以 何角物入等多く御座候間、以 此節江戸表観世太夫方江指遺シ翁伝受為致申度奉存候得共 世太夫直伝不仕候而者、 私伜権左衛門、未翁伝受不仕候、尤江戸表江罷出、観 家業相続難相成御座候二付、 御慈悲当御参勤被為遊候節 此段宜敷御取成被

和廻り仕、

昨二日大坂罷出申候、

ニ而御所御能□□□□左候得者、

九月比迄も掛り可申と申

何卒京都御所御能御座候ハ、私儀も相勤申度奉存候

的すんなりと了承される。 ところで、『中津藩能番組』によれば、この明和七年に「後左、

左仲の際は大いにもめた江戸行きだったが、次郎次の場合は比較

あるから、この年に三代目権左衛門を襲名したと考えてよいだ 権左衛門」とある。ちょうど次郎次の観世大夫への入門の年で

と推察される。明和九年七月十五日、江戸で修行中の三代目権 から明和九年にかけて、江戸観世大夫のもとで修行をしていた ていることから、(表工参照)、明和八年の大貞神能が終わった後 能に三代目権左衛門の出勤が見えず、その前年は《融》を舞っ

なっていたといえる。明和九年(十一月改元、安永元年)の大貞神 ぼ同時に観世大夫へ入門することは、祖父からのしきたりと ろう(ただし後述のように家督は継いでいない)。権左衛門襲名とほ

左衛門から、左仲宛てに次のような書状が届いている(『惣町大帳』 と被仰出、其内ニ江戸表引取申候様ニ心積り仕候所、 勢参宮仕、十九日ニ京都江着仕、廿二日ニ京都出立仕、 筆啓上仕候 (中略)、江戸表先月七日二出立仕候候所、 此度江戸表御暇七十日程

別而相替儀無御座候へ共、 左候得者、 .儀も何卒来春者罷帰り申度、 如此御座 名も残り候義□□能次節ニ参合候と大慶仕候、 候、 恐惶謹言 大坂表迄罷出候故、 只今ゟ心組居申候 御安否旁承 中 略

七月三日

藤林権左衛門

所

点で、

のかかれた七月三日の

催

三百回忌の法要のための上京の行程とまったく一致する 役中で順達されたため、こうしてその控えが『惣町大帳』に残っ ない伊勢神宮参詣があったことが知られるが、ほぼ行程が一致 たものである。『惣町大帳』から、 伝授書留』(法政大学鴻山文庫蔵))。表Ⅱは、その日程を表にまとめ を掌握することを目的としたとされる、 までかかる)であるが、これはまさしく観世元章が上方の能役者 大和へ向かい、七月二日には大坂へ、その後京都で御所御能があり、 月七日江戸出立、 たのである。右で三代目権左衛門がしめしている旅行日程 ていることに気遣ってだろう、 このとき、 町会所連中の支援によって江戸にいかせてもらっ 伊勢参宮ののち、 十九日に京都・二十二日に京都を出で 左仲はこの手紙を町年寄へ届け、 「習事伝授書留」には記載 明和九年に先祖音阿弥 (一習事 九月 (子 n

京阪の弟子が舞囃子を披露するのが目的だったため、

観世大夫 これ

る。

は

囃子が催されているが、

この旅に同行していたのである。

おそらく観世元章の内弟子の

ような立場にあったのであろう。七月七日に料亭「浮瀬」で舞

番組には権左衛門の名はない。

する。三代目権左衛門は、江戸表から七十日間のお暇をもら

祝言

での演能である。 なら私も勤めたいと胸の内を明かしている。この文言から、 直弟子である権左衛門は舞わなかったと考えられる。 、御能御座候ハ、私儀も相勤申度奉存候」と御所で御能がある そして、 最後の日程にあげられるのが、 『惣町大帳』には、権左衛門が「何卒京都 八月七日の 仙

洞 御

所

書

松》(シテ:観世大夫)のツレと、 庫蔵)で確かめると、初日 この際の番組を観世元章 での猿楽上演 月二十九日以来の仙洞御 は元禄十五年(二七〇二) かったようにも思われるが 衛門はこの年二十五才であ 林権左衛門雅岡」の名が (坤)』によれば、 雲上散楽会宴(坤)』 できる。 (月七日、観世大夫として 《嵐山》のシテに、「藤 のめどがたってい まだ御所での演 『雲上散楽会宴 が実現 三代目権左 (観世文 いする。 能は 《追 九 確 編 所 な

時 表Ⅱ

御座候て甚だこまり申し候」として、金四両を役中に都合して 大帳』二月廿七日条)。金子受取状は、昨年冬に「金子入用之義多 江戸より権左衛門から年賀状と金子受取状が届いている (『惣町 という名誉を得たのであるが、その後ふたたび観世大夫ととも に江戸に戻ったらしい。翌安永二年(一七五二)正月二十七日、 こうして、三代目権左衛門は仙洞御所で二つの能に出勤する

よ帰国の知らせが左仲のもとへ届く (同年四月二日条)。 そこでは

もらったためである(同年正月五日付)。その後、四月二日いよい

二付此度金子拾五両御上御借付拝借仕罷帰申候。尤壱ヶ月 不被下置旁物入多、逗留も相成不申ニ付無攄罷帰申候。右 未稽古も成就不仕候ニ付、今しはらく逗留も仕度奉存候へ 揃御安康御勤被成、珍重御儀奉存候。随而私義 同役中へ披露いたし、右書面之写一筆啓上仕候、 藤林左仲方ゟ同苗権左衛門、従江戸表同役中江指越候書状 然者私儀も此度秀之助様御帰国被遊候ニ付、 同苗方へ申遣候通、御扶持方も御けんやくニ付 無異罷有 罷帰申候。 弥各様御

その帰国に際してまた金子十五両の借料が願い出られて 閏三月十一日 藤林権左衛門 雅岡 (花押) 仰上、右之金子御上納被下候様ニ偏ニ奉願上候(以下略) 廿両ニ付壱歩利合ニ御座候。毎度乍御世話、両奉行様へ被

いる。 とあり、

同年五月八日、権左衛門に金子五両を送ることが決定され

過分之儀故、引不受申候」)。そのうち、国から「御女中様方」が江

こでは、 たび金子拝借の願出が届く(「六月巳」付、「町年寄藤兵衛様」宛)。そ る。しかし、十五両という額には所以があった。六月四日、 ふた

私儀、 御同役中様御世話ヲ以て去々年、 御上様並御大名様方、御能一向ニ不被 大慶忝存奉候。然ル所、 江戸表江罷越、

古相伝事等相応ニ成就仕罷帰、 逗留中遣金心当、 過分二相違仕候。

事態となっている、そのため江戸逗留中に頼りしていた御祝儀銀 はない状態が続いていたものと思われる。権左衛門はこれでは江 災に見舞われるなど混乱が続いていたため、江戸城は能どころで 大火というのは明和九年三月の大火のことであろう。その後も天 がまったく入らなくなり、予定がくるってきたという。 と、まず、火事の混乱によって上様や大名が御能を所望されない 向頂戴不仕候而 付候二付、私共迄右御場所江罷出不申候故、御祝儀銀等 戸表大火ニ而 江戸表の

な額だけに引き受けてくれるものがいない(「門弟中江相頼候得共、 出していただいたが、残る十両について門弟にも頼んだが、過分 十五両のうち五両は先だって(五月八日のことであろう)町会所から 納戸金御拝借付之内、拾五両帰宿仕次第上納仕候御約束ニ而拝借仕候」)。 納するという約束で、十五両を拝借していたというのである(「御 戸を出る術がないとして、江戸屋敷の御納戸金から、帰国次第返

促がきて、途方にくれているという。戸へ来られるのが近々になったため、御納戸役からはしきりに催

ができるので、残る五両について結局権左衛門は、残る十両のうち五両は弟子にまかせること

弐枚宛之分ニ而元利相済候迄幾年ニ茂御引取被下候様、仕万一、頼母子銀心当違ニ茂相成候ハ、年々私江被下置候銀候間、右銀札相調、八月中ニ無相違御返済可仕度奉存候。返済之儀者大貞神事前迄ニ頼母子等相頼置候。人当茂御座

度奉存候 三种家庭经验年二茂徒引耶被下倾梢 石

るという条件を出した上で、町内所からの拝借を嘆願した。と、頼母子講による配当金か、自分の拝領年銀弐枚を返済にあてと、頼母子講による配当金か、自分の拝領年銀弐枚を返済にあて、

なお同じ年の八月十五日、権左衛門は大貞神能に復帰し、《弓衛門へ送ることを決定する。事情を理解した町会所は、やむなしとして新たに五両を権左

### おわりに

八幡》と《芭蕉》を舞っている。

〈明和の改正〉をきっかけとして、観世大夫元章との間では、藤林家では、三代にわたって江戸観世大夫に師事した。とくに、これまでみてきたように、中津の大貞神能を任とする能大夫

きって、借金を繰り返していたという事情が『惣町大帳』によっ会所や中津神能の能方、奉行所、城主奥平氏の援助などに頼りかし、その背後には多額の資金が必要であったこと、それを町実際に江戸へ赴き直接伝授をうけるという関係が築かれた。し

しばらくは江戸へ行くという騒ぎも落ち着つく。安永三年一月、その後の藤林家の動向をかいつまんでみていこう。その後、

て明らかになった。

十五代観世大夫元章は病死し、その数ヶ月後、将軍の内意もあっ

との関係に影響を及ぼすことはなかったようである。天明七年て記されていない。少なくとも、藤林家にとって、観世大夫家て明和本が廃止されたが、『惣町大帳』にはとくにそれについ

安永七年三月(十五日初日、於高津新地)には観世大夫の高弟日吉されているからである。また大阪の能役者との交流も同様で、《道成寺》の伝授をうけ、父の名「左仲」を襲名した旨が披露(二七八五)十二月四日に、三代目権左衛門がふたたび江戸へ行き、

している(関西大学図書館蔵『観進能幷狂言尽番組』)。

猪右衛門の観進能に三代目権左衛門が《能野》(六日目)で出勤

とある。安永九年(1七八〇)七月二十日、一代目権左衛門こと当等も無御座候ニ付、一両年大坂表江家業渡世旁指遣申し候」宿許罷在候而も格別ニ渡世ニ相成候筋も無御座、第一飯米之心た。安永八年十一月廿四日条に、左仲願書として「伜権左衛門義た。安永八年十一月廿四日条に、左仲願書として「伜権左衛門義

左仲が死去する。二日後、三代目権左衛門から「跡式願い」が

代目左仲)が、寛政四年(一七九二)五月十四日には祖々父の名「休代目左仲)が、寛政四年(一七九二)五月十四日には祖々父の名「休た。このような積年の迷惑のせいだろう、三代目権左衛門(三十七日条)。こうした、相次ぐ上坂や江戸での《道成寺》伝授の際は、本業である大貞神能を欠勤する事態となり、町会所はの際は、本業である大貞神能を欠勤する事態となり、町会所はの際は、本業である大貞神能を欠勤する事態となり、町会所はの際は、本業である大貞神能を欠勤する事態となり、町会所はた。このような積年の迷惑のせいだろう、三代目権左衛門(三十七日条)。このような積年の迷惑のせいだろう、三代目権左衛門(二十七日条)が、寛政四年(一七九二)五月十四日には祖々父の名「休任日左仲)が、寛政四年(一七九二)五月十四日には祖々父の名「休代目左仲)が、寛政四年(一七九二)五月十四日には祖々父の名「休代目左仲)が、寛政四年(一七九二)五月十四日には祖々父の名「休代目左仲)が、寛政四年(一七九二)五月十四日には祖々父の名「休任」といる。

が中津に招かれたのは、前述のような藤林家との縁によるとこ能大夫に任命されたのは、大坂の浅井織之丞章盈である。浅井三代目権左衛門こと二代目左仲は筑前に移る。その後、中津の手次第」として嗣子の家督相続も許されなかった。寛政十年、也」を継ぎ、同年六月能大夫の職を止めることを願出た際、「勝

ろが大きかっただろう。

が話題の人であったことからも言えるだろう。まさしく芸の熱既述したように大坂ではわざわざ勧進能へ招くほど、権左衛門のように改正自体を痛烈に批判する意見があったこと、四章にじがたい。この例がきわめて異例だったことは、神澤杜口の『翁習得するために、全国の門弟が観世大夫家に押し寄せたとは信習ったとも、この権左衛門のように、〈明和の改正〉の新謡を

あったためとみてよいだろう。

──中津藩能大夫の事例を中心に──」(研究代表者中尾薫)の成2009A-948・研究課題「〈明和の改正〉が及ばした影響について[付記]本論文は、早稲田大学特定課題研究助成費・課題番号

#### 注

果である。

武運長久、天下泰平、為御祈祷小笠原信濃守様御寄府ニ而、於十五日ゟ始申候。右者、四代将軍家網公御誕生被遊候節公義御(2)『市令録』第二輯に「一、大貞御神事能者、寛永十七辰年八月(1)横井春野『能楽全史』「地方の能楽、四)九州地方」。六三九頁。

みてきた通りである。

貞神能をおろそかにし、金策に苦労していたことは、これまで心さゆえの行動であったのだろうが、そのために家業である大

史民俗資料館展示キャプションより)。 なお中津市歴史民俗資料館に に再建され、昭和四十八年に虫害により取り壊された(中津市歴 建設されるも舞台開きの夜焼失する。その後大正三年(一九一四) 明治二十三年(一八九〇)関係者によって旧中津城内に能楽堂が 年十一月、鷹文化研究所御神能)。神事能は、明治になってからも続き 山賢信「薦神社の社殿配置と楼門の建築的特徴」『真薦』第三号、一九九四 十八年。大貞薦神社の能楽堂は、頓宮の正面に存していた(青 今無断絶相続仕来申候」とある。ただし家綱の生誕年は翌寛永 は、大正三年再建の能楽堂の瓦と、中津城にあった能楽堂で使

(3) 『室町能楽論考』(一九九四年、わんや書店) 所収 用されていた揚幕が展示されている。

(4) 『中津藩能番組』は、寛永十七年から文化十三年までの能番組で、

- た、本番組の編者について小林氏は、筆跡から浅井織之丞家三 ある。小林氏論考によって、『惣町大帳』と対照され、当番組の 大部分が大貞八幡宮の神事能番組であることが証明された。ま 曲別に上演年月日と出演者(シテ・ワキ・囃子)を列記したもので
- (5) 江島伊兵衛氏のメモの存在は、能楽研究所兼任所員の高橋悠介 氏のご教示によって知り得た。ここに記して感謝申し上げる。 十一年に中津藩のお抱え役者になったことをあげておられる。

代目の朝盈が筆写であるとされ、編集の契機として朝盈が寛政

6

「惣町大帳」(中津市立小幡記念図書館蔵)は、町会所が処理する町

13

刊行されている。刊行会の御学恩に感謝申し上げる。なお、本 までの計一一〇冊が現存し、中津藩史料刊行会によって、翻刻 に記録したもので、享保三年(1七一八)~文久二年(1八六二) 触の伝達、宗門改め、祭礼の執行など様々な事例を各日付ごと

> 帳』をもとにした抜き書と思われるが弱干の異同がある。 か、原本調査によって一部改めた。なお、『市令録』は『惣町大 稿ではこの刊行本を参考としているが、適宜句読点を改めたほ

(7)中津藩史叢書『記註撮要』。

(8)『市令録』では「幸之進」とするが、前後の文脈から「幸之丞」 が正しいだろう。

(1) 宮本圭造「南都禰宜衆の演能活動」(『上方能楽史の研究』 所収: 家中編』 平成三年、長岡市) に、「高廿人扶持 中村助之進 [春秀] 一、 二〇〇五年、和泉醬院)。 『諸士由緒記』 (蒼柴神社蔵 『長岡滞政史料集 (2)

(9)【A】~【D】の各人の素性については詳らかにし得なかった。

- (11)『中津藩能番組』(鴻山文庫蔵)によると、中村助之助の出演記 持二而廿人扶持、助三郎家也」とあることが紹介されている。 元禄年中御小姓被召出、拾人扶持、御能方被仰付、二度御加扶
- (一六九三)《三井寺》、元禄八年《鉢木》、元禄十年《藤戸》である。 元禄三年《絃上》、元禄四年《天鼓》《氷室》《大蛇》、元禄六年 《大佛供養》、元禄元年(一六八八)《難波》、元禄二年《巴》《張良》: 録は、貞享三年(一六八七)《谷行》、貞享四年(一六八七)《金札)
- (12)元禄六年《竹生島》《井筒》《紅葉狩》、元禄七年《藤栄》《安達原》: 元禄八年《弓八幡》《野宮》《唐船》、元禄九年《和布刈》《籠太鼓》、 元禄十年《芭蕉》。
- 能勢朝治『能楽源流考』「丹波猿楽考」の指摘をふまえて、 格氏が注(3)の論文で、中津の能大夫藤林甚兵衛と同一人物、 あるいは親子である可能性について言及している。
- 宮本圭造氏は「丹波猿楽の近世――江戸期日吉大夫の系譜」(『上 方能楽史の研究』所収)において、藤林甚兵衛をめぐって、貞享五

14

- 年九月、丹波猿楽日吉頼母の尾張熱田勧進能で「矢田甚兵衛」
- 衛は「矢田大夫の後裔であった可能性も考えられるが、同人か なる人物が大夫を勤めていることを指摘し、あるいは藤林甚兵
- 三十年間にわたって藤林人兵衛の演能記録が見える由で、その 山文庫蔵『中津藩能番組』には、元禄六年から享保初年まで約 どうか不明」とされている。(…中略…) 小林氏稿によれば、鴻
- (15)享保十二年は、《竹生嶋》 粕ヤ九郎兵衛、《花月》 佐田や吉次郎、《百 時の甚兵衛の年齢は二十代前後であったろう。

活動時期から類推するに、貞享三年矢田宮神事能に参詣した当

16 中津藩史叢書『記註撮要』八前篇の享保十四年(1七二九)十二 (『中津藩能番組』)。 萬》英賀や勘兵衛、《橋弁慶》粕や九郎兵衛の四曲が確認できる

四十五頁)。

- 17 享保十七年は、《志賀》米や善吉、《田村》播磨や岩次郎、《熊坂》 月二十六日条をみれば、「能大夫寺岡幸之丞、来年頭御目見願之 通被仰付事」とあり、藩主への御目見えもしている。
- 享保十八年《弓八幡》亀や松之助、《八嶋》米や善吉、《羽衣) 湊や土三郎、《芭蕉》ウサ吉田三左衛門、《雲林院》亀や松之助。 湊や土三郎(『中津藩能番組』)。
- (18)二代目権左衛門の登場以降にみられる藤林姓の役者のうち、元
- 19 『惣町大帳』延享二年八月八日条「宇佐御神事能頼度由申来候、 年に《花月》同四年に《箙》、同五年に《花月》(ただし金次郎の名) 文二年(1七三七)に《俊成忠則》を勤めた「時五郎」、元文三 藤林権左衛門弟吉之進参申候」、とあるほか、寛延二年五月十九 を勤めた「松之助」は不詳。二代目権左衛門の弟か

日条にも「藤林権左衛門弟吉之進」の名がみえる。

- (21) 日田は、筑後川神流域にある郡 (20) 享保十一年(1七二六)~寛保二年(1七四二)が欠けている。
- (22)五月十七日条「藤林権左衛門へ其方共ゟ先達而之返答致候ハ廿 両之処、能方へ罷出候者共へ挨拶致かたくよし、権左衛門へ返 答可申候様ニ被仰候」。
- 23 安永九年七月十九日に、能方へ「稽古出精」のこと覚書が寺社 所ニ見せ候様被仰付候、但文談略ス」とある (【惣町大帳】 第二十輯、 役者中江被仰出候書付、此節致再興能役者中へも右御書付と一 奉行から申し渡されている。この覚書について、「右御書付御出 し被遊、能役者中江申渡候様被 仰付候、尤明和二年酉七月能
- (24)この際の《翁》の所演にあたり、「当年左仲江戸ゟ罷下り候ニ付 翁装束、只今迄之衣裳二而者難相候二付翁装束拵呉候様二申出 候へ共」と翁装束を新調するよう嘆願するも、却下され近隣の
- 26 25 左仲以外にシテを勤めたのは、川勝右蔵、川勝権之丞、真砂次 なお、明和八年の大貞神能でも《梅》が上演される予定だったが、 郎輔、浅井織之丞、浅井巳之助、村上次郎助、浅井幸治郎、 高田神能から拝借することになった(明和五年八月五日条)。 一か月前に《半蔀》に変更された(『惣町大帳』第十四輯、八十六頁)。
- 藤林権左衛門。

春左衛門、浅井定吉、植村安壱郎、木田久左衛門、井内源吾、

三代目権左衛門の出府を理由とした拝借金の記録は『惣町大帳』 しか記されていない。

では確認できない。しかし、明和七年七月廿八日条に左仲から「伜

28

(27)ただし、鴻山文庫蔵『大坂勧進能番組』では「藤林権左(之?)」

衛門部屋住之間ハーヶ年ニ銀弐枚宛、町会所☆遺候様」仰せつう。同年八月三日には、この左仲に願出は聞き届けられ、「権左と同役中に訴えがある。「支度」とは出府をみこしたものであろと同役中に訴えがある。「支度」とは出府をみこしたものであろ私同様ニ御座候へは、格別見苦敷支度為致候儀、甚心外奉存候」を権左衛門支度迄之儀行届キ不申…権左衞門他所者出会仕候儀も権左衞門義、家業出精仕…然所御存之通私家内大勢相暮申候故、

- 授事などが詳細に記される。(23) 観世元章の大坂の弟子、浅井織之丞章盈による。元章からの伝けられる。
- 楽史新考(二)』所収) (31) 表章氏「「明和改正謡本」廃止の事情」(『観世』 昭和四十六年九月、『能

30

注26参照。

- 令錄」「能太夫之部」)。 出、道成寺伝授仕度願出通被 仰付候。右二付銀三枚被下候」(『市(32)「権左衛門義、此度日田御郡代揖斐酒造之助様御供二而江戸江罷
- 書簡が出されている(「惣町大帳」第二十輯、九十一頁)。 一代目左仲が「少々不快之趣」であることを理由に帰郷を促す大坂にいる権左衛門を城での御祝儀能の日がせまっていること、(3))この時三代目権左衛門は大阪にいた。安永八年九月廿五日条に、
- この件については、いずれ稿を改めることとしたい。町大帳』では「左仲一件」と題されてかなりの丁数をさいている。(34)この際、隠居した能大夫の扱いについて吟味がなされており、『惣
- に縁が切れたわけではなく、何度か大貞神能への出勤を依頼さ八月さらに「吉之進」にあらためている。ただし、中津と完全(35) その後筑前では「芳之進」と名乗っていたが、天保四年(1八三三)

表章氏「明和改正謡本の周辺」(「能楽史新考(二)」所収)。なお、れている。

36

によって「江戸風」の謡を強制されたので、よけい反発が強かっ神澤杜口は、京観世の謡を習っていた。京観世は〈明和の改正〉表章氏「明和改正詔本の居込」(『龍楽史教考(二』所収)。なお

たと考えられよう。